

## 平成28年第3回定例会議事日程（第4号）

平成28年9月20日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第44号 平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第45号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第46号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第47号 平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第48号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第49号 平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第50号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第51号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第52号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第53号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議会報告会の実施について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出について

平成28年第3回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成28年9月20日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 9月20日 10時00分  
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明  
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦  
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子  
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋  
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、花畑議員、是石議員の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 委員長報告**

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第44号から53号までの10案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設、決算特別委員会の各委員長から順次報告を求めます。総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告。

1、議案第47号平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、2、議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について所管事項。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第47号平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、「第2表 債務負担行為補正」の町営別府団地建設事業に関して、計画立案のとき複数の案があったと思うが、どういうものがあったのですか。長寿命化計画の中では、ほかの案があったと聞きましたが、例えば45戸という案もあったと聞いています。現在の案に変わったのは誰が決定したのですか。ほかの案と比較して、現在案のメリット・デメリットをお示ください。国、県からの補助率は幾らですか。山王団地のときは45%だと言いましたが、それとどのように違うのですか。そもそも町営団地は、低所得者等の住居対策の一環としての福祉事業の一部と考えている。町民ファーストという考えで、今回の債務負担行為の補正は、総事業費が少し高価過ぎるのではないかと思うが、どう考えますか。個人で建てる建築費の2倍以上になる

のではないですか。坪単価は幾らですか。単価を下げるよりは、よいものを使って、少しでも長持ちをさせて、要らない補修費とかが出ないような、そういう長期の考えということですか。

「第3表 地方債補正」の公営住宅建設事業債は、交付税措置があるのですか。全額町民の負担になるということですか。ほとんど町の持ち出しだということですか。町債は、1戸当たりどれくらいになるのですか。発掘調査後に入札をするようなことを聞いていたが、入札はいつするのですか。地元説明会をどのような資料で行い、何回、何名出席したのですか。例えば豪華やねとか、そんなのはしなくていいというような感想はなかったということですか。

等々の質疑がなされ、意見では、真摯な議論が資料のおかげでできたと思います。何となく全体が見れました。私たちが危惧したような感じです。私にじっくりこない点が多々あります。全体の7割近くが、25年にわたって町民の税金の中から支払われる。もう少し精査して、できるだけみんなから喜ばれるように。非常に財政厳しい折、ほかにもいろいろ使わなければならない事業があるわけです。そのように使えるようにしていただきたい。賛成はできません。もう少し考え直していただきたい。長寿命化住宅施策を執り出してから、本町の民間不動産会社がつくっている住宅を見渡してみると、和井田周辺にも非常に高価な近代的な住宅ができています。それを見たときに、あわせて、住みたくなる町の住みたくなる住宅の建設は、我が町の将来にわたって必須の事業であると考え、今回計上されている補正予算に賛成します。

等々の意見があり、採決では可否同数となり、委員長裁決の結果、原案は否決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長、報告をお願いします。委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

1、議案第45号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、2、議案第46号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、3、議案第48号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、4、議案第49号平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、5、議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について所管事項、6、議案第51号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、7、議案第52号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、8、議案第53号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第45号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国庫負担金の療養給付費負担金の一般分、支援金分、介護納付分のそれぞれの負担率を教えてください。特別財政調整交付金の交付基準に地域間更正とかジェネリックとかあると聞いたが、わかりやすく教えてもらいたい。市町村一定の割合ではなく、基準はないということですか。一般会計繰入金は、27年度決算では2,000万円あったが、28年度予算にはない。制度が変わる平成30年度まで続けなくてよかったのですか。第三者納付金（一般被保険者分、退職者被保険者分）の内訳を教えてください。本会議で分納者がいるという説明があったが、どういうことですか。ジェネリック医薬品普及促進通知書作成委託料について、誰に（全員に）通知するのですか。特定健診2次健診委託料で、通知後にちゃんと健診に行っているのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第46号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、被保険者数の推移状況を教えてください。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第48号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、下水道負担金の受益者負担金は何件分ですか。接続数（率）はどれくらいですか。接続は義務ですか。残り半分の人への指導はどうするのですか。町の下水道施設の管渠の布設はどれくらい終わっているのですか。下水道工事に伴う土屋区付近の舗装は、地盤沈下などの様子を何年くらい見て、最後きれいにするのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第49号平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、決算附属書類で年度末の給水人口が載っているが、26年度が6,373、27年度が6,278と下がっている。この人口は、町の人口統計など、どこかの推移で算出したのですか。給水系をやりかえる設備では、どれくらい余裕ができるのですか。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、児童福祉費の修繕料の説明を求めます。地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金は、国から出たとおりで、残りの部分を町で補助する考えはなかったのですか。保育対策総合支援事業費補助金の内容を教えてください。町からも助成するのですか。予防接種委託料、増額の説明を求めます。あいあいセンターの修繕料、これは何ですか。当初予算でしっかりすべきだったのではないのですか。都市計画費の県景観整備事業の説明を求めます。今回どれくらい行い、何期をするのですか。5年、10年でやるときに、町の負担総額はどれくらいになるのですか。財政計画上入っているのですか。住宅管理費の修繕料の内容をお聞きします。キッチンや水回りの修繕は、どの町営住宅ですか。作業員賃金について、何で範囲が広がったのですか。当初のスケジュールよりも長くなるということですか。遺産として残す必要はないのですか。別府団地建設工事費の説明を求めます。入札はいつぐらいになるのですか。

等々の質疑がなされ、意見では、別府団地はきょうのきょうになってやっとある程度資料が出てきたが、まだまだ議論の余地があると思います。よって、私はこの場で賛成することはできかねます。

等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国庫支出金の返納の内容を教えてください。

等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、事業費の地方消費税の歳入、歳出の説明を求めます。

等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、ウオーターバックの購入について、3,000個をタンクの下で保管するということが、仮に災害が発生した場合の配布とか、水を入れて運ぶなどの予定・計画はありますか。

等の質疑がなされ、意見では、災害時、「水の都」と言われた熊本でも水不足になり、結局水が出なかった。給水車を単独で持つのは無理であり、ウオーターバックの購入をせつかく考えて

いるのであれば、ある場所でしかないのであれば意味がない、いつでも配給できるようなことを今後も検討していただき、町がやってくれることを期待し、賛成します。

等の賛成意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、決算特別委員会委員長、お願いします。

○決算特別委員長（花畑 明君） それでは、決算特別委員会審査報告をいたします。

1、議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告をいたします。

議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

歳入の質疑では、住民税、固定資産税などの徴収に際して、滞納者に差し押さえをした事例がありましたか。吉富駅前駐車場使用料について、料金の動向はどうか。町営住宅駐車場使用料は、50戸分の35台分と聞いたが、残りは未契約ということですか。住宅別の収納、滞納状況を分析したいので、教えてください。把握はしているのですか。資料としてあるのですか。雑入の自動販売機電気使用料の算出根拠は、売り上げの何%かを電気料としてもらっているということですか。介護予防サービス計画費収入は、1件当たり幾らとかで計算をするのですか。

歳出の質疑では、人事評価制度構築・導入支援業務委託料で評価を行ったなど、実績を教えてください。今後、評価の公示はするのですか。町内巡回バス運行補助金に関連し、運休とかを決めるのは、どういうシステムで決めるのですか。利用者は減少傾向にあるが、アンケートの分析や協議をするのですか。築上東部乗合タクシー車両購入費負担金で、利便性について評価の声が住民から届いていますか。利用者が年々減少傾向にあるが、対策など協議はしていますか。敬老記念品の品物は何だったのですか。昨年好評だったので、今年も同様の品物にしたのですか。緊急通報電話機は何世帯に貸与しているのですか。申請制だと思うが、どういう周知をしているのですか。介護予防・日常生活支援総合事業委託料は、どこに委託しているのですか。利用者が選べるのですか。病児・病後児保育事業委託料は、利用者は無料ですか。放課後児童クラブ室棟建築工事費の入札は、指名登録選考審査委員会を経たのですか。いつ、何社で行われたのですか。予定価格を教えてください。現在、何人の子供が利用しているのですか。学年の人数によって、国、県からの補助金が違うのですか。不妊治療費用扶助費の件数を教えてください。よい結果が出た例がありますか。農業振興事業費に不用額がありますが、主なところの説明をしてください。水産資源育成事業補助金の内訳と推移状況、評判はどうか。漁港内防犯カメラ設置工事費で、設置後、事件・トラブルは起こっていませんか。漁港内の防犯カメラは何台になったのですか。

土木費の発掘作業員賃金に関連して、文化財的なものは出なかったのですか。道路新設改良工事費の不用額の説明をしてください。大市屋敷線は、この後どのようにするのですか。計画のないところにお金を注ぎ込んでよいのですか。道路は起点・終点があるが、この道路はどこにつける道路ですか。雨水排水対策から始まった道路だと思うが、その後、雨水排水はどうですか。山王団地建設工事の予算総額と執行額、その内の補助金が幾らだったのですか。複数年にわたる事業なので、総額の説明をしてください。設計段階で幾らだったものが、幾らになったのですか。落札率は幾らになったのですか。単純に予算だけを足すと歳出総額が4億8,614万円になる。そんなにかかってないのでは、それがわからないので確認します。旧第2分団消防車庫解体工事を行ったが、跡地利用、自治会との協議は終わったのですか。教育総務費のいじめ問題対策協議会委員報酬に関連して、問題等はありませんでしたか。学力向上推進事業委託料では、何人が利用したのですか。また、推移状況を教えてください。学校管理費で、芝生の生育状況と今現在、小学生がグラウンドを使える状況かを教えてください。中学校費に関連して、いじめなど各種問題について、中学校組合側から報告などは受けていますか。子ども会育成連絡協議会助成金で、現状を教えてください。

実質収支に関する調書の質疑では、歳入歳出差し引き額が3億2,072万2,000円、実質収支が2億5,098万7,000円となり、余った形に見えるが、今回、基金繰り入れを3億1,477万6,987円している。差し引きすると6,378万9,000円マイナスになる。実質は赤字ということですか。減債基金を初め、特定目的基金に積む必要はなかったのですか。本来事業をするときに、自己資金をためて、大分たまったから始めようとする。町の行政でも同じように、必ず基金を積み立ててゴーサインを出す。今までそれをしなかった事業がありますか。現在の方が享受して、次の方が支払う、子供たちに美田を残さず、借金を残した。それでよいのですか。

等々の質疑のほか、多数の質疑がなされ、意見では、町が行う複数年間にわたる事業について、今後、単年度のみ質疑しかできないのであれば、それ以降のものについては、繰り越しなり、債務負担というのは、私たちはできないということになると思います。中身がわからないまま、あげくの果てに、最後の最後の決算総括はどうですかという、27年度分しか説明しないという。今までも一番最初に、山王団地の当初の設計のときに8割にするという修正案がありました。そのときから含めて、ずっと3年間、4年間を股越して、我々はこの内容についての説明を求めています。それについて、今までもなく、最終的な決算でも、なおかつ、27年度しか説明しないのであれば、総括のしようがありませんので、この認定に関しては、重大な問題があると思いますので、このような白紙委任をするような議会があってはいけないと思いますので、反対をいたします。



まず、自衛隊に関して、災害現場での活動、自衛隊が現代社会の中で一定の役割を果たしていることはわかるが、基本的には、その存在が憲法違反として、国民を二分する考えがあります。また、安保法制の強行の中で、その役割はますます危険となっており、自衛隊関連予算の執行は認められません。2番目、契約案件の審議の中でも申し上げてきましたが、入札における最低制限価格の設定が必要であるにもかかわらず、設定されないままに推移している。3番目、町営住宅建てかえ関連予算の執行については、住民の要求を聞き、その願いに沿い、町の身の丈に合ったものにするを求めてきた。不十分と考えます。4番目、学童保育室棟の建設について、子供たちの増加の状況を見ること、仮に建設が必要と判断しても、適切なものをつくるべきと主張しましたが、そうなっていません。5番目、マイナンバー制度に関する予算が執行されております。マイナンバー制度に対しては、導入に反対です。6番目、学力テストの実施に反対です。それから、先ほどの議論の中で、議員の質疑に対する答弁するかしないか、先ほど同僚議員が言われたことと同じく、その答弁するかしないかのあり方に納得ができません。反対をいたします。

27年度の決算特別委員会をやろうと言った意図からして、何か急に今からも、今後ともやろうということの、お互いの意思疎通の中で、結局、何か物別れに終わってしまうような流れになってしまい、少し残念ですが、単年度で私たちが予算と決算をしてきて、単年度でやってきた。ことしも27年度の決算の認定に関して審査をするということで、きょう、特別委員会が開かれました。課長たちは、27年度の予算に対しての決算の報告を粛々とされ、質問にも答えられたと思います。私は、それで普通のやり方だと思いますし、ただ、議員として思えば、4年間の継続事業であったので、総括の説明、そういうものがあってもとは思いますが、例えば、住宅に関して、山本議員とも同調するところもありますが、単年度決算ということで、まず説明があって、その後、総括説明みたいな、総括という形があれば、もっとよかったかなと思います。反対する人は反対するでしょう、もともと予算から決算から反対していたのだから、それはしょうがないと思います。私は、今まで十分説明も受けたし、決算も認定してきましたので、27年度に関しても粛々と賛成したいと思います。

1年間かけて執行していただいた職員の方に敬意を払います。苦勞しながら、限りある予算をうまくやりくりしていただいたと思っています。先ほども言ったように、4年間の事業が一つ、27年度で終わったのですから、その話を聞かせていただきたいと。当初のときからいろいろ質問に答えていただけない部分がありましたので、今回の決算委員会の席で素直に質問をしたかった。そういう意味で、同僚議員が言うような質問に答えていただけないのは、本当、残念です。もう一つ、先ほど町長とも議論しましたが、大きな事業をしたいと言うなれば、そういう目的基金をつくるべきと、その基金をつくれれば町民からも議員にも、町長政権は今度はこういうものをつくりたいんだなというカラーが出ると思います。今まで何年かおつき合いを願ってきた今

富町長は、考えてみると、突然何かをやると、計画がないんじゃないかと言ったならば、頭ん中にあるちゅうような。余りにも投げやりなというか、我々の真摯な、真面目な質問に答えていただけない。計画があつて、それに対する予算を上げて、理由を我々に説明をして、そうだなということになって、予算を通してもらいたいし、決算もそのようにしてもらいたいと。したがって、この決算にオーケーというわけにいかない、認定すべきものじゃないと、すっきりと認定できませんので、反対いたします。

等々の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

---

### 日程第3. 議案第44号 平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対討論いたします。7点の理由です。

まず1番目、自衛隊関連予算の執行、災害現場での活動など、自衛隊が現代社会において一定の役割を果たしていることはわかりますが、基本的には、憲法違反として国民を二分する考えが存在しています。特に、昨年の安保法制の強行の後、海外で武力を行使する危険が迫っています。具体的には、内戦状態にある南スーダンでのPKO活動に参加する自衛隊に、新しい武力行使を認める任務を与えるのではないかということが報道されています。こうした中での自衛隊関連予算の執行は認められません。

2番目、入札に関して、最低制限価格が設定されておりません。低過ぎる落札額が、結果的に劣悪な労働条件につながり、労働者の生活を圧迫することになることは、再三申し上げてきました。あわせて、確実な事業の遂行のために、最低制限価格は設定すべきでした。

3番目、学童保育室棟の建設は、利用予測が定かではなく、当面、空き教室などを活用し、仮に建設が必要となったとしても、実態に応じて身の丈に合ったものを建設すべきと主張してきましたが、そうなっていません。

4番目、町営住宅建てかえ事業関連予算が執行されております。建てかえに当たっては、現入居者等住民の願い、意見をよく聞くこと、また公営住宅にふさわしい内容にするべきです。不十

分と認識しています。

5番目、マイナンバー制度は、国民一人一人を過度に管理するもので、成り済まし等、住民に不利益を及ぼすおそれがあり、その導入に反対です。

6番、学力テストは、子供たちにも現場の教師にもプラスにならず、むしろ過去の各地の事例からも、マイナスの事態が危惧され、その実施に反対です。

7番目、決算特別委員会の席上、経年事業の終結に当たり、予算総額の提示を求める質疑に答弁拒否がなされました。そもそも議会での議論は、公開の原則に基づきなされるものと考えています。

執行部の今回の答弁拒否の態度もあわせ、以上7点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

1つ、平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算は、別府団地建設関係費から4年越しの山王団地が完成した。計画段階から議会が具体的な説明を幾度も求めてきたが、具体的な内容は行われず、議会から質疑や提案を行った民間住宅の利用、町営住宅長寿命化計画の見直し、財源の見直しはもちろん、議会の附帯決議さえ尊重されなかった。まして、4年越しの建設についての総括質疑さえ答えず、決算議会で事業の検証を行えないことは、議会軽視そのものであり、町民負託を受けた議会への冒瀆ではないのか。

2つ、歳入歳出決算での実質収支額は2億5,098万7,000円の残額ではあるが、今年度の基金繰入金3億1,477万6,000円を補填され、実際の収支は6,378万9,000円の赤字であった。毎年、計画的に特定基金を積み立てずに、普通預金である財政調整基金へ繰り入れを繰り返す行為を続けることに、町民負託を受け、子や孫たちに責任を持つ立場である議会議員として、到底、認めることはできない。

以上のことから、決算認定に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論をします。

まず、このことしの決算について、国の厳しい財政基準の審査基準に照らし合わせますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率等ありますが、長時間にわたり、微に入り細に入り監査をしていただいた監査委員の報告を見ますと、どれも良好であり、特に指摘すべき事項はないと報告されております。

私は、この1年間の予算の立て方から決算まで、職員の努力と監査委員の意見を尊重し、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。平成27年度吉富町一般会計決算、議案第44号に対する反対討論をいたします。

平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算は、山王住宅建設の数年にわたる事業の総事業費が含まれています。今決算議会では、建設事業の検証をする場です。建設段階で公営住宅建設を定住促進政策と福祉政策との相乗効果を期待できるものと議論したが、低所得者向け供給住宅に資するものであると答弁であった。果たしてそうであるのかという検証、質問にも答えず、附帯決議にも無視でありました。

事業予算の組み立てで、審議会、協議会などの意見を丁寧に計画立案し、目的基金をつくる方法はとらず、まず自己資金不足は基金取り崩しと町債による執行でスピードを図るという結果、基金総額約1億3,000万円の減、町債は約2億8,000万円の増で、27年度末現在高が25億4,000万円、このままの方針ならば、28年度期末以後も、町営住宅建てかえ事業が続くに従い、幾ら毎年返済しても、町債残高は、住宅建設事業を起こすたびに増加することと考える。借金頼みの自転車操業とどこが違うのかと思わざるを得ない。

議員各位に慎んで申し上げます。27年度決算は執行済みでありますので、議決の影響はありません。決算に疑問があれば同意しなくて結構、当然なんです。反対することで議会の意思を示すものです。思考制止とやゆされては心外です。反対すること以外に議会に対する真摯な答弁、議論の取り組みはできません。予算に支援者からの要望が反映されていないのなら、看過してはいけません。執行部への圧力でしか要望は実現できません。決算で議員の意見を示す場です。町民の町政への無関心、諦め、議会不要論の払拭への第一歩です。ぜひ反対することに御同意いただきたい。

以上、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに賛成討論ありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。昨年3月の定例会予算議会において、本議会は、平成27年度の当初予算について可決いたしました。

私は、その執行に当たり、執行部は正しく事業が執行されたというふうに認識しています。

先ほど同僚議員が意見を述べられたように、監査委員の監査により、そのお墨つきを得られた事業であり、また、都度疑問に思ったことについては、議会その他でも聞いたときには答えてくれる、そのことを評価してくれている。そのことを評価し、本案に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立5名です。起立多数であります。よって、議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

● ● ●

日程第4. 議案第45号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第45号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保税が高いそもそもの原因は、先日の一般質問の際にも申し上げましたが、国が負担を1980年代に減額し、そのまま推移していることにあります。平成30年度からは、県単位化が予定され、そのための予算執行がこの決算書に含まれております。

執行部は、この移行による住民のデメリットはないという認識を示されましたが、医療費と国保税が直結する仕組みが県単位化にはあり、手を打たなければ国保税が上がることは必至です。あわせて、厳しい徴収態度が予測されます。また、ここ数年の医療費が上昇という傾向を持っていること、国保会計が厳しいとの答弁が質疑でなされました。平成28年度予算審議の折、一般会計から任意の繰り入れ2,000万円の停止について、黒字だからとの説明がなされたかと思えます。この矛盾をどのように説明されるのでしょうか。決算書にあらわれる数字だけで内実を見ておられないのなら怠慢ですし、内実を把握しておられた上での答弁なら、非常に不誠実な態度です。

県単位化に対する反対の意思と、それから県単位化についての執行部の認識の不十分さ、また国保会計に対する答弁態度の不十分さ、以上の3点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長報告は認定とするものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第45号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第5. 議案第46号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について**

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第46号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 75歳以上の高齢者の医療保険を別立てとし、高齢者に不利益を押しつける本制度自体に反対です。よって、この決算に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたしま

す。本決算に対する委員長の報告は認定するものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第46号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

日程第6. 議案第47号 平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第47号平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について賛成討論をいたします。

奨学金制度であるが、未成年の生徒本人の借金である。その借金と生活費を担うために働き、本業の学業が進まず、留年や卒業を諦めざるを得ない実態があると聞く。

このような本末転倒のことが起きないように、給付型奨学金や高校、専門学校、大学を卒業と同時に支払い義務が生じている若者への負担に対する助成や免除に、吉富町独自の施策などを創立を検討されつつ、制度の維持を行っていただきたいと期待を込めて、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 議案第47号、奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について賛成討論をいたします。

最近のニュースで政府は、給付型奨学金の検討に入ったと聞いております。吉富町もそのようになることを期待して、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第7. 議案第48号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第48号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

**日程第8. 議案第49号 平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第49号平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命の維持に絶対に必要で、ぜいたく品でもない水に消費税をかけています。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。水道会計について賛成討論をします。

水は、生命の源である。今後とも、安定した良質な水の供給を行うことを期待して、賛成いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第49号平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

監査委員は退席されて結構です。お疲れさまでした。

---

#### 日程第9. 議案第50号 平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。（「議長」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 修正動議を提出したいと思います。書面にて事務局に提出しておりますので、御観察をお願いいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ただいま山本議員外1名から、議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議が提出されました。この動議は2人以上の発議者がありますので、成立しました。

事務局に議案を配付いたさせます。

暫時休憩いたします。再開は11時5分からです。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

本案に対しては、山本議員外1名から、お手元に配付されました修正の動議が提出されました。これを本案とあわせて議題といたしたいと思えます。

提出者に修正案の説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議の提出理由を行います。

今回の補正予算について、次の理由から修正を行うものとする。

「第2表 債務負担行為」、町営別府団地建設事業費8億2,112万円は、町営別府団地建替建設工事費とのことだが、議会から何度も町の計画について尋ねてきた。住民要望である平家づくりや空き家の有効活用に民間住宅の利用など、本日まで何度も質疑や提案を行ってきたが、執行部からは検討する意思はもちろん、議論の場も少なく、審議は満足するものではなかった。

別府団地建設費総額も9億円を超え、借金である町債も、今回の5億5,080万円を含めて6億円を超えることに町財政の先行きを不安視する。山王団地と同様に、町営団地建設には、その都度町債に頼ることは、町民や子に孫たちへ多大な負担を残すこととなり、議会として見過ごすことはできず、公営住宅法の趣旨に沿った住宅建設を行うべきと、平成28年度吉富町一般会計補正予算（第4号）の債務負担の一部を修正するものである。

以上が、本議案を修正する説明であります。

○議長（若山 征洋君） これから、まず修正案に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。まず、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 原案に賛成で、修正案に反対です。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 続いて、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 私は、原案に賛成いたします。

まず、この修正案の中身については、詳しい説明はまだありませんが、債務負担行為補正について、この単年度、29年度に補正を上げたのは、別府住宅を一刻も早く建てて、今、仮住まいしていらっしゃる別府住宅の方たちのためと、また定住化促進に資するものであり、この債務負担行為補正に賛成し、原案に賛成ということで、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 債務負担行為に示された別府住宅建替事業に関する限度額、あわせて、この事業の総額に疑問があります。

既に事業は終わった山王住宅についても、少なくない住民の皆さんから、公営住宅として適切なのかという指摘がなされております。今回、総額から割り出された1戸当たりの費用に同様の疑問を感じております。

再考を求めて、原案反対、修正案賛成の討論とさせていただきます。

○議長（若山 征洋君） 原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私は、現在、吉富町が行っている長寿命化建て替え政策に対しても、賛成の立場で議会に臨んできました。

今、公営住宅に対する思いはそれぞれあるでしょうが、低所得者は安価な住宅に住めばよい、そういう考えにはくみいたしません。委員会でも申しましたように、町がつくる住宅の向上が、また民間住宅の向上にも寄与しているというふうに私は位置づけております。

そういった意味においても、原案に賛成し、修正案に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。議案第50号、原案に反対し、修正案に賛成をいたします。

町営別府団地建替工事の建設関連補正予算、約8,700万円が提案されています。また、複数年に及ぶ別府住宅建替工事の平成29年度債務負担行為、町営別府団地建設事業のための支出予算額8億2,112万円の議決を求めているものです。

関連建設費も含めて、総額9億円を超える複数年にわたる建設工事費に充てるものです。そのための事業計画、事業説明がいずれも不十分でありました。事業基金をつくらず、建設工事を優先し、5億5,080万円の町債の上積みで、25年の償還期間だという、将来の納税者に支払いをお願いすることといえます。建設基準額1,440万円の補助率と上乘せメニューを積み上げた結果、1戸当たり平均約2,500万円の総建設単価になります。このような公営集合住宅が吉富町に必要なのか、疑問であります。

また、住宅供給戸数が需要を満たしている現在、戦後の住宅難のころの公営住宅供給のやり方を見直すべきだと思います。民間住宅経営を圧迫しているのではないかとの視点があるべきです。議会の権能を発揮するときだと思います。議員各位には、別府団地建てかえに関する補正予算に反対して、今後も続く、各町営団地建てかえ計画が町民目線に沿ったものに見直すことを促すよう、御同意を願いつつ、原案に反対、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ちょっと待ってください。原案賛成、修正案反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続いて、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 6番、花畑です。一般会計補正予算（第4号）、特に債務負担行為補正の限度額が高額過ぎる点、及びそれに関する住宅建設等、予算の計上に対しての是石議員との同じ立場での反対でございます。

「第2表 債務負担行為補正」、名称、町営別府団地建設事業、期間、平成29年度、限度額8億2,112万円に対しての反対意見を申し上げます。

もとより、町営住宅とは、低所得者等への住宅対策の一環としての公共福祉事業の一部であると思います。私は、この趣旨での住宅建設に対しては、決して否を唱えるつもりは毛頭ございません。むしろ、前向きに取り組んでいきたい事業の一つであります。

ただ、余りにもぜいたくな形での建設は控えて、もう少し低廉な予算で住みよい住宅の建設を進めていくことを望むものであります。

町の財源は、潤沢にあるものではなく、限られたこの財源を、安全で安心に、かつ効果的に使用することが最大限の目的であると思います。別府団地の全体の建設費は、駐車場外構等を含む約9億2,200万円で、1戸当たり2,630万円となり、国の建築基準枠は最高1,448万円で、これを比較すると約1.8倍となり、かなりぜいたくな建築物だと考えられます。

近隣の市町で建設された市営住宅で、鉄筋コンクリートづくりの9階建て、築造完成年度、平成22年度完成のもので、費用は本体4億2,000万円、全体で7億5,000万円、1坪当たり約64万円、昨今の物価上昇を考慮し、3割増しとしても約83万円であり、本町の場合、広い部屋のほう、1戸当たり20.3坪で計算をいたしますと、128万円、約1.5倍となり、これから見ても、かなりぜいたくな建築物だと考えられます。

次に、財政面からも意見を申し上げますと、先日開かれた決算特別委員会において答弁をされましたように、平成27年度決算書、一般会計より実質収支額は2億5,098万7,000円となり、いかにも黒字のように見えますが、平成27年度基金繰入金3億1,477万6,000円を考慮しますと、6,378万9,000円の赤字であり、また、実質単年度収支では、約1億円の赤字であります。基金関係では、平成26年度決算で約27億9,000万円から約26億

2,500万円となり、約1億6,500万円の減、平成27年度決算では約26億2,500万円から約24億9,500万円となり、こちらも約1億3,000万円の減、すなわち、平成26年度決算と平成27年度決算で既に約2億9,500万円の基金の減少が見てとれます。この調子でいきますと、長寿命化計画による住宅建設や狭隘道路の拡幅工事等々、事業はまだまだメジロ押しであり、これらの予算措置も平成27年度同様に、基金の繰り入れをしなければ措置が危ぶまれると考えます。

このような状況を鑑みましても、これからの財政運営上、今回のようなぜひいたくな町営住宅は必要なく、建築のコスト縮減を図ることにより、その分の予算はほかの分野でこれから予算が計上されるであろう、例えば、福祉予算の拡充による高齢者や障害を持つ方たちへの対策の向上、国保会計や水道料金、下水道使用料の軽減化、さらには教育予算を拡充すれば、教育水準の向上が期待が図れるし、小中学校の給食費の縮減化や無料化等が図られるかと思えます。これらの拡充対策の効果がもしなされたならば、町長がかねてからの計画目標でもあります人口1万人が少しでも身近に感じられることと想像されますが、いかがなものでしょうか。

少し長くなりましたが、以上の理由により、修正案に賛成をし、原案への反対討論です。以上です。

○議長（若山 征洋君） 続きまして、原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 再度、原案賛成、修正案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 続きまして、修正案賛成、原案反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これより、まず修正案を採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立4名であります。起立少数となり、よって、議案第50号の修正案は否決されました。

それでは、原案について採決いたします。原案に対する委員長の報告は、総務文教委員会では否決、福祉産業建設委員会では可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立5名。多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第51号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

について

○議長(若山 征洋君) 日程第10、議案第51号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第51号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第52号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

について

○議長(若山 征洋君) 日程第11、議案第52号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 御質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案

は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第53号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第53号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

---

### 日程第13. 議会報告会の実施について

○議長（若山 征洋君） 日程第13、議会報告会の実施についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読、説明いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、まず議案の朗読いたします。

議案名、議会報告会の実施について。

引き続きまして、内容の説明をいたします。

本案件につきましては、議会報告会を実施するに当たり、議会の議決を求めるものです。内容につきましては、お手元、議会報告会の実施のとおりであります。

まず、目的としまして、議会の説明責任を果たすとともに、町民の方との対話を通じて信頼関

係を築き、それぞれの地域が抱える課題などについて、町民の意見を聴取して議会活動に生かし、また、議会運営の改善を図ることを目的としております。

実施場所につきましては、吉富フォーユー会館です。

期日につきましては、これは期日は変わっていますが、期間ということで、平成28年11月13日から11月30日までの間ということで、もう既に予定の日には決まっておりますけれども、変更等がございましたらいけませんので、少し期間は長くっております。

それから、議員派遣につきましては、吉富町議会議員全員（10人）ということです。

以上で説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会報告会の実施については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議員派遣の件

○議長（若山 征洋君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

事務局に議案を朗読、説明いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、まず議案名ですが、議案名、議員派遣の件ということになっております。



本案件につきましては、議会報告会を実施するに当たり、議員派遣について議会の議決を求め  
るものです。

内容につきましては、お手元、議員派遣の件のおりで、先ほど読み上げましたとおりであり  
ますが、これにつきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第126条の規定に  
より、議会報告会に議員を派遣するためのものがございます。

内容につきましては、省略いたします。件名につきましては、議会報告会ということになって  
おります。議員派遣をする内容につきましては、議会報告会ということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件は、会議規則第39条第3項  
の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は委員会付託を省略する  
ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり可決され  
ました。

---

#### 日程第15. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お  
手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもって、平成28年第3回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時33分閉会

---